

新居浜市中小企業 インターンシップ支援事業補助金

「新居浜市中小企業インターンシップ支援事業補助金」は、市内中小企業者の人材確保のために行うインターンシップの実施を支援するための補助金です。

学生一人につき
最大6万円

【補助対象となる事業】

高等教育機関※1に在籍している学生に対して人材確保を目的として実施するインターンシップ※2において、学生に係る交通費、宿泊費を企業が負担した場合。

※1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門校（専修学校を含む）

※2 学生が実際に企業に赴き、1日以上行う職場体験

【対象者】

いずれも満たす者が対象となります。

- ・中小企業者であって、対象業種（裏面参照）を営んでいること
- ・新居浜市内に本店又は本社を有する会社若しくは住所を有する個人
- ・新居浜市内において1年以上継続して活動していること
- ・市税を完納していること

【補助上限額】 **※補助対象経費は、消費税等を除きます。**

交通費：学生一人につき1万円

宿泊費：学生一人につき1泊5千円

（ただし交通費と宿泊費を合計した学生一人あたりの補助上限額は1回の申請につき6万円）

【申請方法】

事業完了後、2か月以内に申請書を提出

【提出書類】

交付申請書（第1号様式）、収支決算書（第2号様式）、交付請求書（第4号様式）、事業報告書、領収書（写）、学生への支払いが分かる資料、納税証明書（法人・代表者）、登記事項証明書、

インターンシップ実施に係る申込書類、内容や当日のスケジュール等が分かる資料

※その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

※様式は、新居浜市役所経済部産業振興課のHPからダウンロードが可能です。

（<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/sanshin/r7hojo.html>）

【参考】対象業種一覧

別表第1（第2条関係）
(平20規則28・全改)

新居浜市中小企業振興条例施行規則
昭和59年10月1日規則第38号

大分類	中分類	備考
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		代理商、仲立業は対象外とする。
金融業、保険業	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）	保険媒介代理業
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの）	法律事務所、興信所は対象外とする。
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業	興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、遊戯場、その他の娯楽業は対象外とする。
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業
サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業	

注 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」及び同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の事務所は対象外とする。

【参考】対象事業の例

例①

大阪在住の大学生をインターンシップで2週間受け入れ、交通費とホテルの宿泊費を学生に支払った。

<学生への支払い額>

交通費：大阪往復（19,420円）

宿泊費：12泊分（5,000円×12泊）

<補助金交付額>

交通費：10,000円（上限）

宿泊費：50,000円（上限）

1泊5,000円×10日分

例②

市内の高専生をインターンシップで2週間受け入れ、伊予三島から通うために必要な交通費のうち半額を学生に支払った。

<学生への支払い額>

交通費：7,700円（1,100円×14日分÷2）

<補助金交付額>

7,700円

※対象外の例※

- ・高校生向けのインターンシップ
- ・1日未満のインターンシップ
- ・インターンシップ実施後の後泊にかかった費用 等